

職員駐車場利用要領

1 職員駐車場の指定

職員自家用車の駐車スペースは、それぞれの施設管理者が指定します。

2 職員駐車場の利用者

職員駐車場は、すべての法人職員が利用可能ですが、通常、通勤等で継続して利用する職員は当該自家用車の車体番号を職員駐車場指定者又は職員駐車場指定者が指定する者に届け出てください。

3 利用料金

職員駐車場の利用料は、無料とします。

4 事故等の責任

職員は、駐車場での事故又は車上荒らしなどの被害があった場合は、自己責任において対処してください。法人は、金銭的支援は行いません。ただし、施設等利用者が加害者であることが明らかな場合は、当該施設等が加入する損害保険の範囲で対応します。

5 職員駐車場以外に駐車した場合の責任

法人は、駐車場が満車等の理由により、職員が施設管理者が指定した場所以外に駐車した場合の事故等については一切責任を負いません。自己責任で対処してください。

6 施行日

平成17年9月6日から施行します。